

本人確認書類〔個・運・他〕・印・署 ☐ 委任状

## 《注 意》

- 1 代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 **異動日の翌日から起算し、7日以内に届け出ること**（全国団体3部、県内団体2部）。
- 3 **異動のあった事項の新・旧のみ記入し、異動のない欄については記載しないこと。**
- 4 政治団体の名称は、政党及び政治資金団体と類似しないこと。
- 5 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「千葉市中央区市場町〇番〇号〇〇会館〇〇号室」というように詳細に記載すること。
- 6 「会計責任者」と「会計責任者の職務代行者」は、同一の人物とならないこと。
- 7 **規約の異動の場合は、新旧の規約（全国団体3部、県内団体2部）を添付すること。**  
(政治団体の名称が異動する場合、規約の異動も必要となる。)
- 8 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあってはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあっては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、同項第3号に係る国会議員関係政治団体にあっては主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名及び当該議員に係る公職の種類並びに主要な構成員である衆議院議員及び参議院議員の氏名及び当該議員に係る公職の種類をそれぞれ記載すること。  
  
なお、第3号に係る国会議員関係政治団体の主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員が多数の場合には、別紙として添付すること。
- 9 国会議員関係政治団体の区分で、「法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体（2号団体）」から「国会議員関係政治団体以外の政治団体」に異動した場合は、「**国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知**」を添付（全国団体3部、県内団体2部。1部は正本、ほかはコピーでもよい）すること。
- 10 **資金管理団体の場合、公職の種類、政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名（結婚等で戸籍名変更）を異動する場合は、「資金管理団体届出事項の異動届」も同時に提出すること。**
- 11 政党の場合、「政党の支部の状況に関する届」の内容に異動があった場合は、異動内容を記載した文書を添付（全国団体3部、県内団体2部。1部は正本、ほかはコピーでもよい）すること。